

## 令和5年度 特別職報酬等審議会 会議録（第2回）

- 1 日時：令和6年2月13日（火）午後1時25分～午後2時22分
- 2 開催場所：上富田町役場 1階 会議室
- 3 出席者
  - (1) 委員  
吉田盛彦（会長） 平見信次（職務代理）  
上羽 寛 麿 充 松浦紀広
  - (2) 事務局  
総務課：課長 十河貴子 副課長 目良大敏 主幹 角前由紀子  
議会事務局長 樫山裕子
- 4 会議
  - 1 開会
  - 2 審議
    - 1) 議会の委員長報酬及び町長等の期末手当について
  - 3 その他
  - 4 閉会

## 1 開会

会 長：それでは、特別職報酬等審議会の第2回目を開催させていただきます。

本日お忙しいところどうもありがとうございます。

本日は5名全員の出席をしていただいておりますので、審議会は条例第5条第2項に基づく定足数を満たしておりますので、当審議会は有効に成立しますことを報告しておきます。

## 2 審議

### 1) 議会の委員長報酬及び町長等の期末手当について

会 長：早速審議に入りたいと思います。

まず第1回の審議会では事務局からの資料の説明の後、県内市町村、近畿圏内の類似団体市町村の状況、上富田町の人件費の状況、財政状況などについて質疑をしていただきました。

本日の審議会においては、第1回の審議会の内容を踏まえて、諮問事項についてご審議を進めていきたいと考えております。

また本日の審議会で、大体の答申の案のところまで進めていければありがたいと考えておりますので、どうぞよろしく願い申し上げます。

ただいま事務局から資料をいただいておりますので、説明をお願いしたいと思います。説明はゆっくりわかるようにお願いしたいと思います。

事務局：資料により説明

- ・市町村財政比較分析表
- ・日本の地域別将来推計人口

会 長：ただいま説明をいただきました。人権費については類似団体より低い比率。正職員と会計年度人頭職員の比率にも関係する。今後は正職員を増やしていくという解釈でいいですか。

事務局：はい。

会 長：もうご存知だと思いますけど、人口については2050年に向けて減少する推定が出ている。上富田町は17%ぐらいの減になるのではないかと。

よく維持しているというような気もしております。

本日は前の資料のことについても聞き漏れがあったら、聞いていただいたら結構です。

それでは、早速の審議としましては、議会の常任委員会および議会常委員会、三つの委員長報酬について審議をしていきたいと思っております。

委員長の報酬の規定を新設することについて、第1回の説明では、委員長は、委員会を取りまとめる職務の他、あて職もあり、年に20回ぐらい行事とか、式典に参加する回数が他の議員よりも多いということでした。議会事務局から、そういったことを踏まえてどういう取り組みを委員長がされているのかという活動も含めて、説明をいただけたらわかりやすいかなと思っております。

事務局：前回の5ページにあります通り、他の議員より20回程度、年間多く活動しているということになります。この回数については、すべてを議会事務局では把握できないため、掲載していない活動、委員会や他の会議式典等に出席するための調査研究や情報収集、また事後の対応等もあるとお考えください。特に委員長は自身の委員会において内容を整理し、委員の意見をまとめ、委員会としての最終的な判断、決定を行うという重要な役割を担っています。よって委員長は内容を十分に理解して委員会に臨む必要がありますので、事前準備やこの表の一番上に記載の委員会に係る所管課との打ち合わせなどには特に時間をかけておられます。

また、委員会として、協議事項についての理解を深めるために、前回資料6ページの表になります視察等との間にありますような視察報告会、研修会等を委員長が企画主導して実施しています。

例えば、ここ数年のことと言いますと、ギガスクール構想で児童生徒1人1人にタブレット端末が貸与されたときには、タブレットを使った小学校の授業見学や、教師との意見交換、また講師を招いてのICT教育についての研修会開催またインボイス制度についての陳情が届いたときには、税務署の出張説明会を利用した勉強会の開催、他にも県外視察で得た情報を、町当局と共有するための視察報告会、意見交換会の開催など、ここ数年で独自の活動を行っております。以上です。

会 長：今の説明に対して質問ありませんか。このインボイスとかタブレット講習について研修されたのは別に事務局からの提案とか、当局でやられたのではなく自発的にされたという状況ですか。

事務局：はい。ICT教育の講師先生の紹介なども委員長さんに行っていました。

会 長：県内では九度山町に委員長報酬の規定がある。兵庫県や京都府でも委員長報酬の規定がある議会が多いというデータがありました。先ほどありましたけれども、体験から言うと委員長からの提案でタブレット講習とかインボイスの講習というのは、私が議員の間はほとんどなかった。

やらなかったような気がするけど、だいぶ勉強されてきたのかなというような気がします。

他の皆さんの意見を聞きたいと思います。

私達が一番心配するのは、要は仕事をしてくれたら、委員長報酬に見合う仕事をやってもらったらいいいというのが大体の審議会委員の皆さんの考えだと思うんです。退職金の廃止の話があったように思いますが、他にも改革していますというようなところがあれば事務局長、いかがですか。

事務局：今回委員長報酬を新しく設けるとか、あと期末手当の率を上げるというのは増額に関する審議をお願いしておるんですが、議会としましては、同時に議員の期末手当について、改選の際に職を辞する方については支給しないという減額の方向についても検討中でございます。

期末手当については、基準日が設けられております。

6月1日と12月1日が基準日になっています。

議員さんの任期が5月16日までですので、基準日には、そこで改選のときに辞められた方は基準日に在籍していないのですが、今の条例の規定では、基準日から1ヶ月の間に辞めている方には、満額ではないんですが、支給することになっています。

会 長：5月16日にやめたのに6月の期末手当は払うということになっているということですね。

事務局：やはり住民感情に配慮しまして、辞めていくのにもらって辞めるかというところがあります。

会 長：住民からすると、5月に任期を満了しているのに6月に期末手当をもらうことについてどうなのかと。条例で決まっているので今の制度について検討しているということもご理解いただきたいということですね。

委 員：今現在でもそうなっているのですか。

事務局：今現状が辞められてももらえる状態です。

会 長：来年度から変更するのか

事務局：今回、この委員長報酬と同時に今検討している状況です。

会 長：他にご意見ございませんか。まず報酬を委員長の報酬を出すということに対して、いろいろ聞いていただいたらありがたいんですけども、一番気になるのは隣接町村であるけども、県内町村で委員長の規定があるのは九度山町だけ、広域で一番に密着している西牟婁郡の町村、白浜町、すさみ町については委員長手当はどうでしたか。

事務局：白浜町、すさみ町については、委員長報酬の設置はしておりません。

会 長：白浜町・すさみ町が改定したのは、町長等の期末手当についてだけですか。

委 員：議会の議員の期末手当も一緒に改定したのですね。

事務局：はい。そうです。

委 員：基本的なことですが、この審議会もずっと開いていなかったと聞きました。

事務局：前回は平成7年度に開催しています。

委 員：ほかの市町村の開催状況は分からないが、こういう審議会は定期的で開催していくべきではないのか。28年も開いていない。報酬や期末手当を上げるにあたって問題がどこにあるのかを審議しないといけない。上富田町はこの地域で唯一人口増加の町でもある。関係ないかも知れないが、投票率も低くなってきている。特別職等に対する関心もなくなってきているのではないかと思う。

委 員：簡単に上げるというような問題ではない。責任があるし、非常に難しいと思っています。

委 員：住民の立場からすれば、物価が上がったことの影響は大きい。ものによれば1.5倍になったものもある。例えば、農業でいうと肥料が2000円ものものが3000円になっている。

委員：最終的には、住民が物価高騰で苦しんでいるこの状況の中で、特別職の報酬を上げるとすれば、責任をもって特別職の人に頑張ってもらう以外にはないと思う。審議会で議論したことをきちんと伝えなければいけないと思う。最終的に決定に至るまでの議論をどうしていけばよいのか、自分自身も考えています。

会長：報酬審議会が28年ぶりに開催されたことについて、ある程度定期的を開いた方がいいというご意見がありました。この審議会は報酬が上がるときばかりではなくて、下がるときも開催されるんですね。人事院勧告なんかは下がった時もありますね。

事務局：下がったこともあります。

会長：下がるときもやっぱり審議会にかけるとなれば、人口が1万2000人台に減少したら人員が減ってくる可能性もある。その辺も加味したら、やっぱり定期的な様子を見ながら審議会を開いた方がいいという意見になるかと思います。

会長：だんだんのお話があったと思います。

委員長報酬の規定を新設することについて、賛否をお聞きしたいと思います。全体の話聞いておきますと、和歌山県では九度山町だけで他にあまりした例はないんです。

住民は物価高で、相当影響を受けている状況であるという話があります一方、経常収支比率とか基金の積み立て、それも堅調であるという状況もある。今後、仕事においてもかなり多様化、複雑化している責任が重くなるというような話もあったように思います。

それを踏まえて、この新設するか皆さんの意見に聞いておきたいと思います。答申に盛り込むようになると思います。

委員長報酬を出すということに対して、ご意見ありませんか。

委員：付近町村との釣り合いも必要と思いますけれども、やはり常任委員長となりますと、やっぱり責任感というのついてきますんで、報酬を規定することによって、その責任も自覚できるというふうに思いますんで、私は1万円が妥当かどうかというのはちょっとわかりませんが、委員長報酬をつけるということについては、特段それでいいのではないかなというふうに思います。

会長：他にはありませんか。

(異議なしの声あり)

会長：協議の中で委員長の規定を新設することに対しては異議のないということでございます。

そのような形で最終的な答申については、考えていきたいなと思っております。以上この審議会では賛成することで受け止めておきます。

それでは次ですけれども、今委員が言われたように、1万円が妥当かどうかというのは大変難しい状況でありますけれども、1万円上げて、いわゆる副議長と議員の間の金額というようなことだと思います。24万と副議長が26万、その間を取って25万というような提案でございます。

先ほど、まだ1万円でもやすいぐらいという声も出たんですけれども、その仕事の内容によりけりです。

そしたら大体の意見として月額25万、1万円アップと、三つの委員会で3万ということで、大方そういう形で進めていといいですか。

(はいの声あり)

会 長：次にこの開始時期なんですけれども、これをいつから始めるかについて。

開始は令和6年4月からでいいですか。

(はいの声あり)

会 長：令和6年度からということでよろしく申し上げます。答申もそのような方向で作成をさせていただきます。

それでは次に、下の2の町長等の期末手当について、審議していきたいと思いません。前回事務局からの説明では現在の年間支給割合2.7月分、これを0.70月分引き上げることで審議をして頂きたいということです。近隣自治体の改定状況、類似団体、国の特別職の率を参考にしたということで、国の特別職はどういうものかというのがもう1回前にも何か説明があったと思いますが、もう一度事務局の方から説明をお願いしたいと思えます。

事務局：前回の資料の17ページをお願いします。

こちらが国の特別職務についてになります。

国の特別職というと、代表例として書いているのが内閣総理大臣とか、国務大臣、副大臣、大臣政務官、これが国の特別職ということになります。

国の特別職については、国の指定職の職員に準じて月額も引き上げられています。あと、2番目の特別給ボーナスの改定については令和5年度には年間3.3月分から3.4月分の0.1月分の引き上げということになっております。

国の特別職については以上です。

会 長：今、町長等は2.7月分で0.70月分引き上げについてということですね。

事務局：07月分アップの3.4月分にするという提案です。国の特別職は参考でございます。近隣の自治体、類似団体の状況を見たうえでの提案でございます。

委 員：これについては、白浜町・すさみ町はそうなったということですね。

事務局：はい。令和5年度に改定されています。

会 長：質問をお願いします。

委 員：先ほどの資料で指標となるものは提示していただいているが、それも今は実績、過去の数字というところである。今後のこの先ほどの職員を増やす予定とか、増やした場合の推移、今後の計画とかいうところでは、収支が合うと見ておられますか。

事務局：人件費について、今回の審議いただいた内容が、仮に反映されたとしてもそのことが直接的に影響するというものではないという認識でございます。将来的には、今ゴミは田辺の焼却処分場に持って行っておるんですけれども10年程度先にはそこが使えなくなったときにはまたそれなりの費用が必要になります。ま

た、例えばこの庁舎も耐用年数の目標としてはあと30年以上これを使っていくということなんですけれども将来的には、当然建て替えなどが必要になりますので、当然良くなったからどんどん使っていていいという状況ではありません。今回の人件費そのものだけを見たときにこれだけをもって直ちに逼迫したような財政状況になるという認識ではないということでご理解いただければと思います。

会 長：影響額はいくらか。

委 員：449万。

会 長：仕事さえしてくれたら、何億の仕事を引っ張ってこれる。町長は年間どれくらい働いているか。

事務局：令和5年中の町長の公務の状況ですけれども、365日中何も予定が入っていない日は33日でした。また、休日も、出勤して決裁、書類の整理などを行っています。

会 長：竣工式・起工式、出陣式とか付き合いもいっぱいある。町長さんは他の人と違ってと、土日を含め、ずいぶんやる数もあるような気がします。休日も仕事をしているのは知らなかったですね。

事務局：令和5年度は5月のコロナ5類移行の関係がありましたので、その間、行事が比較的少ない状態でした。これがコロナ以前の状態に戻ってきておりますので、今後は終日予定のない日というのはさらに少なくなる可能性もあります。

会 長：5月まではコロナで会議もなくなった、東京への陳情もできなかったということですね。それでは全体的に伺いますけれども、提案のとおり3.4月分に引き上げという方法で進めていいですか。0.7月分アップです。

事務局：少し補足をさせていただきます。今の町長等の2.7月分というのはもともと職員の期末手当と同率であったものが増減を繰り返し今の2.7月分になっています。町長等の職務職責で重要なのは、町の今現在の課題だけではなく中長期的な課題を見通した施策を講ずることだと思います。

議会についても同じことで、町長が打ち出してくる施策について議決する責任があります。

人口15000人の自治体ではありますが、この自治体をどう動かしていくかという職責において、国の特別職を参考に、類似団体の状況も鑑みたうえで、近隣の自治体と同じ率にすることは、説明がつくことではないかと考えております。

会 長：一般から考えたら、国の特別職の総理大臣と同じ率にするのかと不思議に思う人も出てくるかと思いましたが、今、説明のあったとおりです。

28年間、変わっていない。白浜町・すさみ町は令和5年度に改定している。町長等の期末手当の件について、0.7月分アップの3.4月分で進めていいですか。

(はいの声あり)

会 長：それでは時期ですけれども、時期は議会の委員長報酬と同じく令和6年4月1日からということで、進めていってよろしいですか。

(はいの声あり)

会 長：大体的ことについて、今日は決めていただきましたけれども、他に議論というか、これだけは言っておきたいなという意見がありましたら、遠慮しないで言っただけであれば、ありがたいと思います。

委 員：各市町村で町長等の給料を1割カットすることがありますね。これは議会で決まるのか。

事務局：議会に減額の条例を提出して、可決されると減額になります。

会 長：上富田町は、町長等の減額を16年から1割減ですっとしていましたよね。令和4年に72万に戻した。それまでは64万8000円。1割減で長い間やってきたことも参考としていただきたい。それはあくまでもこういう報酬条例に基づいてじゃなしに、町長自ら提案したことです。あの頃は町長が財政状況のこととか考えて、自ら1割減らしたという状況です。

事務局：余談ですが、財政状況があまり良くない平成17年には、職員の手当等も見直しをしております。そのときに管理職手当についても減額になっていたんですが、令和6年度に向けて見直しまして上げていこうというような話もございます。

委 員：ちなみに職員について市は別にして、白浜町、すさみ町の職員との同じ年齢の職員間でそんなに差はないんですか。手当部分もあるかもわからんけど。

事務局：給料表は同じものを使っているんで、あと初任給の位置も、最初は同じなので同じように上がっていったらと思うんですが、ただ人事評価の結果であるとか、昇任昇格の速さとかで、多少の違いはあるかとは思いますが。

委 員：でも極端に変わるということないんでしょうね。

事務局：比較できる材料がなく、比較したことがないです。

会 長：他にご意見がないようでしたら、今までのお話を聞きますと、委員長手当新設月額25万円。

開始時期は令和6年度から、4月1日からということでもいいですか。

(はいの声あり)

会 長：町長等の期末手当0.7月分引き上げ、開始時期は令和6年度からということでもよろしいですか。

(はいの声あり)

会 長：はい、ありがとうございました。次は3月8日になりますけども、今日お話いただいた内容をこちらの方で答申案として作成して皆さんにご審議していただく形になろうかと思っております。

本日の会議はこの辺で閉会したいと思います。

それでは本日の会議はこれで終わります。今日はありがとうございました。

### 3 その他 特になし

### 4 閉会 14:22

議事録署名 上富田町特別職報酬等審議会 会長 吉田盛彦